

# 第1回 東京都北区地域保健福祉計画策定委員会 次第

平成28年10月21日 午後2時  
北区役所第一庁舎4階 第二委員会室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 委員紹介 … (資料1)
- 4 委員会の設置について … (資料2)
- 5 委員長及び副委員長の選出
- 6 地域保健福祉計画について … (資料3、資料4)
- 7 個別計画の総括及び今後の取組みについて… (資料5)
  - (1) 北区ヘルシータウン21 (第二次)
  - (2) 北区高齢者保健福祉計画
  - (3) 北区障害者計画 (北区障害福祉計画)
  - (4) 北区介護保険事業計画
  - (5) 北区子ども・子育て支援計画 2015
  - (6) (仮称) 東京都北区子どもの貧困対策に関する支援計画
  - (7) 北区地域福祉活動計画
- 8 計画策定スケジュールについて … (資料6)
- 9 ワークショップについて … (資料7)
- 10 閉 会

## 東京都北区地域保健福祉計画策定委員会 委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	所属
有識者	かわむら まさよし 川村 匡由	武蔵野大学名誉教授
	たかの たつあき 高野 龍昭	東洋大学准教授
区内関係 団体代表	うすい わたる 碓井 亘	北区医師会
	あさの まさき 浅野 正樹	東京都滝野川歯科医師会
	さいとう くにはこ 齋藤 邦彦	東京都北区町会自治会連合会
	しぶや しんこ 渋谷 伸子	東京都北区民生委員児童委員協議会
	こみや えいじ 小宮 榮次	北区障害者団体連合会
	かとう かずのり 加藤 和宣	東京都北区青少年地区委員会
区民代表	しぶや ひでこ 渋谷 秀子	区政モニター経験者
	えんどう はるか 遠藤 陽可	区政モニター経験者
	もり こうじ 森 孝時	区政モニター経験者
社協	いよべ てるお 伊与部 輝雄	北区社会福祉協議会事務局長
行政	あさかわ けんじ 浅川 謙治	地域振興部長
	つづき としみち 都築 寿満	健康福祉部長
	いしはら みちよ 石原 美千代	北区保健所長
	たくさかわ あきお 田草川 昭夫	教育振興部長
	くりはら としあき 栗原 敏明	子ども未来部長
事務局	きくち せいき 菊池 誠樹	健康福祉部健康福祉課長

東京都北区地域保健福祉計画策定委員会 幹事会名簿

(敬称略)

区分	氏名	所属
行政	つつい ひさこ 筒井 久子	政策経営部企画課長
	せきね かずたか 関根 和孝	地域振興部地域振興課長
	きくち せいき 菊池 誠樹	健康福祉部健康福祉課長(幹事長)
	いいくほ えいち 飯窪 英一	健康福祉部健康推進課長
	はまざき しやうぞう 濱崎 祥三	健康福祉部生活福祉課長
	おおいし よしゆき 大石 喜之	健康福祉部北部地域保護担当課長
	いわた なおこ 岩田 直子	健康福祉部高齢福祉課長
	こみやま えみ 小宮山 恵美	健康福祉部介護医療連携推進担当課長
	えんどう ようこ 遠藤 洋子	健康福祉部介護予防・日常生活支援担当課長
	たなか ひでゆき 田中 英行	健康福祉部障害福祉課長
	せきや さちこ 関谷 幸子	健康福祉部介護保険課長
	からさわ けいこ 唐沢 啓子	健康福祉部障害者福祉センター所長
	きよた ほつえ 清田 初枝	北区保健所生活衛生課長
	たかはし ちか 高橋 千香	北区保健所保健予防課長
	てらだ まさお 寺田 雅夫	まちづくり部都市計画課長
	おぎた ひろなり 荻田 浩成	まちづくり部住宅課長
	のじり ひろゆき 野尻 浩行	教育委員会事務局教育振興部教育政策課長
	ちのね かおる 茅根 薫	教育委員会事務局教育振興部生涯学習・学校地域連携課長
	なかじま みのもる 中嶋 稔	教育委員会事務局こども未来部子ども未来課長
	まつだ ひでゆき 松田 秀行	教育委員会事務局こども未来部保育課長
社協	かみする ゆき 上水流 ユキ	北区社会福祉協議会事務局次長

## 東京都北区地域保健福祉計画策定委員会設置要綱

28北保健第1253号  
平成28年5月17日区長決裁

## (設置目的)

第1条 区民、区、民間事業者等の北区における保健・福祉に関する総合的な施策の指針となる北区地域保健福祉計画を策定するため、東京都北区地域保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 北区地域保健福祉計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項に関すること。

## (構成)

第3条 委員会は、区長が委嘱又は任命する委員をもって組織し、委員の構成は、別表1のとおりとする。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成30年3月31日までとする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

## (委員会の運営)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 5 委員会の会議は、公開を原則とする。ただし、委員長が必要があると認めるときは、これを非公開とすることができる。
- 6 委員は、会議で知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。

## (幹事会)

第7条 委員会の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は健康福祉課長をもって充てる。
- 4 幹事長は必要があると認めるときは、幹事会に幹事会の構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 幹事会に部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部健康福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年5月17日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

付 則 (平成28年7月11日区長決裁28北福健第1561号)

(施行期日)

この要綱は、平成28年7月11日から施行する。

別表1 (第3条関係)

学識経験者	2名
医師会代表	1名
歯科医師会代表	1名
町会・自治会代表	1名
民生委員・児童委員代表	1名
障害者団体代表	1名
青少年地区委員会代表	1名
区民代表	4名以内
北区社会福祉協議会事務局長	
地域振興部長	
健康福祉部長	
北区保健所長	
教育委員会事務局教育振興部長	
教育委員会事務局子ども未来部長	

別表2 (第7条関係)

政策経営部企画課長
地域振興部地域振興課長
健康福祉部健康福祉課長
健康福祉部健康推進課長
健康福祉部生活福祉課長
健康福祉部北部地域保護担当課長
健康福祉部高齢福祉課長
健康福祉部介護医療連携推進担当課長
健康福祉部介護予防・日常生活支援担当課長
健康福祉部障害福祉課長
健康福祉部介護保険課長
健康福祉部障害者福祉センター所長
北区保健所生活衛生課長

北区保健所保健予防課長  
まちづくり部都市計画課長  
まちづくり部住宅課長  
教育委員会事務局教育振興部教育政策課長  
教育委員会事務局教育振興部生涯学習・学校地域連携課長  
教育委員会事務局子ども未来部子ども未来課長  
教育委員会事務局子ども未来部保育課長  
北区社会福祉協議会事務局次長

## 北区地域保健福祉計画について

### 1 計画作成の目的

区民、区、民間事業者等の北区における保健・地域福祉に関する総合的な施策の指針となるものである。

### 2 計画の性格

社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画であるとともに、区の基本構想及び基本計画における地域保健福祉の推進にかかる、理念や基本的な方向を明らかにしていく。

また、下記の個別計画を含有する計画である。

- (1) 健康増進法に基づく「北区ヘルシータウン21」
- (2) 老人福祉法に基づく「北区高齢者保健福祉計画」
- (3) 障害者基本法に基づく「北区障害者計画」
- (4) 障害者総合支援法に基づく「北区障害福祉計画」
- (5) 介護保険法に基づく「北区介護保険事業計画」
- (6) 次世代育成支援対策推進法に基づく「北区子ども・子育て支援計画」

なお、「北区地域防災計画」及び「北区バリアフリー基本構想」との連携を図るとともに、北区社会福祉協議会が策定する「北区地域福祉活動計画」との整合性も図る。

### 3 計画期間

(現行) 平成19年度から平成28年度までの10年間

(今後) 平成29年度から平成38年度までの10年間 (予定)

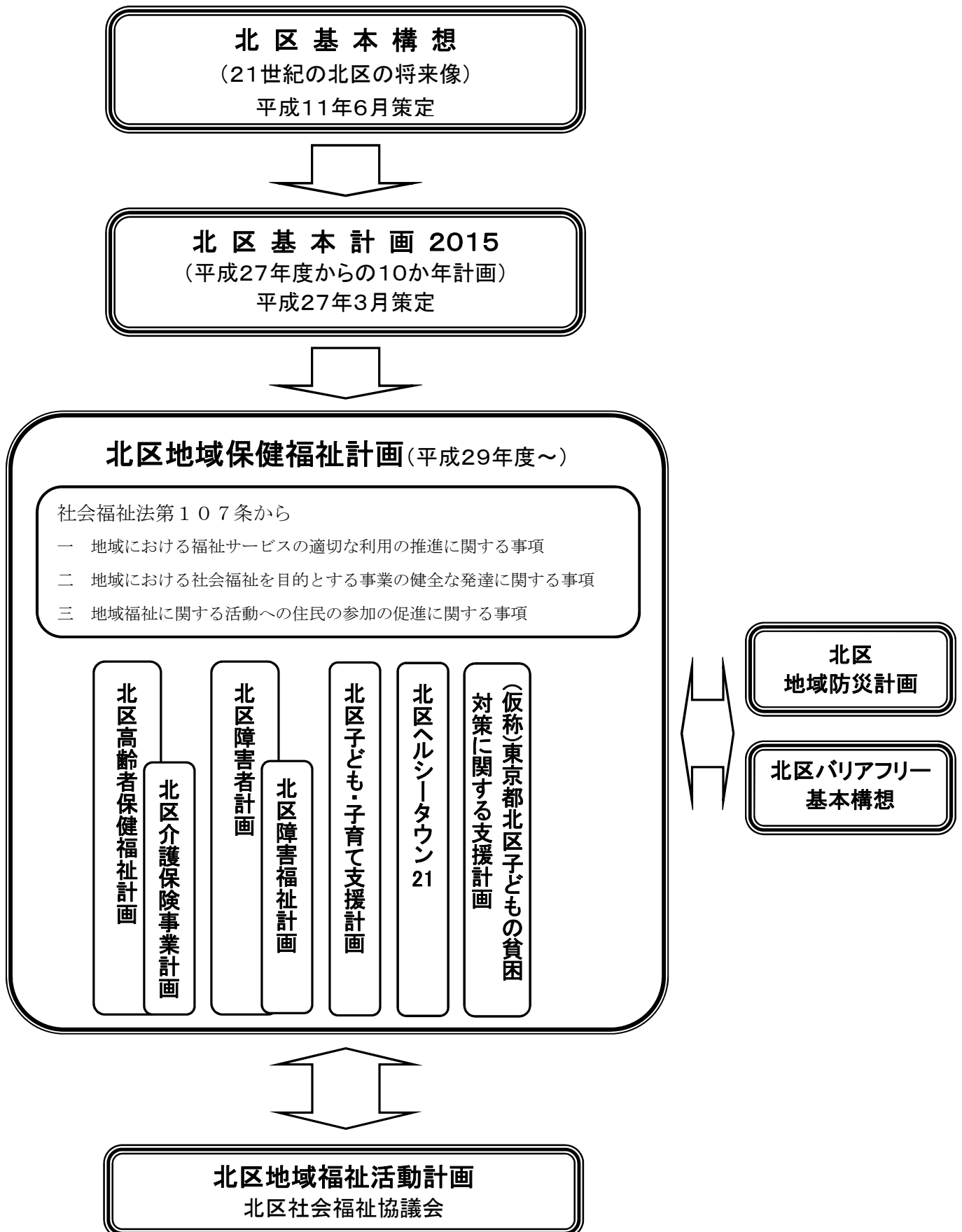
### 4 取組むべき課題及び留意すべき背景

厚生労働省通知で、地域福祉計画に盛り込むべき内容として、生活困窮者自立支援、高齢者等の孤立防止の方策及び避難行動要支援者への取り組みが追加されている。このような取り組みの盛り込み方等を地域のきずなづくりや地域包括ケアシステムの推進もふまえて、関係課及び北区社会福祉協議会とも連携して検討する必要がある。

また、これまで医療政策や病床の確保等については、東京都が保健医療計画等の中で、2次医療圏をふまえて検討してきたが、医療介護総合確保推進法を受けて、地域医療構想を策定した。

さらに、自殺対策、子どもの貧困対策、子ども・若者に対する支援等の取り組みについて、留意する必要がある。

## 【 計 画 関 係 図 】





## 北区ヘルシータウン 21（第二次）

### 1 計画の趣旨（法的根拠等）

本計画は、基本目標を「みんな元気！いきいき北区」とし、子どもから高齢者まで全ての区民が元気でいきいきと暮らせるまちづくりの実現を目標としている。

区民の主体的な健康づくりを総合的に支援し、北区の健康づくり施策を推進するための具体的な取組みを示すものであり、健康増進法第 8 条に基づく「市町村健康増進計画」として、平成 15 年 3 月に「北区ヘルシータウン 21」を策定、平成 20 年 3 月に見直しを行い、「同 後期 5 か年計画」を策定した。

平成 26 年 3 月には、新たに示された国の健康増進計画の基本方針や都の健康増進計画策定をふまえ、「北区ヘルシータウン 21（第二次）」を策定した。

### 2 計画期間

平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間とし、国や都の計画との整合性を図りながら、5 年を目途に見直しを行う。

### 3 北区の取組み

計画の基本目標を達成するために設定した 3 つの基本方針に基づき、「健康づくりの推進」・「健やか親子」・「食育の推進」の 3 分野における取組みを推進している。各分野ごとに個別目標を設定し、その個別目標を達成するための 8 つの視点に沿った「健康づくり」、「母子保健」、「食育」事業を行っている。

また、取組むべき項目に指標を設定し、計画改定時の評価を実施しており、把握した課題に対応する新たな取組み等を新計画に反映させながら、各種事業を実施している。

### 4 取組むべき課題及び留意すべき背景

国民の健康づくりについての基本的方針として国が平成 24 年に策定した「健康日本 21（第 2 次）」では、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」、「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」、「栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善」等 5 つの方向性が示されており、本計画においても、「健康日本 21（第 2 次）」の方向性を踏まえ、母子保健の国民運動計画である「健やか親子 21」、「第 2 次食育推進基本計画」の視点を加えて策定した 3 つの分野における生涯を通じた健康課題への対応が、引き続き取組むべき課題となっている。

また、健康づくりは、個人が主体的に取組むことを原則とするものであるが、個人が主体的に予防・健康づくりに取組む誘因（インセンティブ）を提供する際のガイドラインが平成 28 年に国から示されるなど、健康無関心層への働きかけや健康行動をとりやすい社会環境整備の重要性が高まっている。

## 北区高齢者保健福祉計画

### 1 計画の趣旨（法的根拠等）

老人福祉法第20条の8に基づく、全ての高齢者を対象とした高齢者施策の総合的な指針となる計画である。

### 2 計画期間

現在の高齢者保健福祉計画の計画期間は、平成25年度～29年度までの5年間の計画となっている。また、この間、北区基本計画2015及び北区第6期介護保険事業計画の策定、介護保険法の改正に伴う平成28年3月からの「介護予防・日常生活支援総合事業」の開始など、高齢者を取り巻く社会環境は大きく変化し、それに対応した新たな事業展開が求められたことから、現計画の中間年度にあたる平成27年度に改訂を行った。

### 3 北区の取組み

- (1) 高齢者保健福祉計画（平成30年度～32年度）策定のため、今年度、介護保険事業計画策定のためのアンケート調査と共同してアンケート調査を実施する。また、本年10月に高齢者保健福祉計画策定検討委員会を設置して29年度末までの期間で計画内容の検討を行い、現計画では計画期間のずれが生じている介護保険事業計画と一体のものとして策定する。
- (2) 平成28年3月より開始した介護予防・日常生活支援総合事業、認知症関連事業や在宅療養支援体制の充実など、高齢になっても住み慣れた地域で安心して充実した生活を送れるように、地域包括ケアシステムの推進を図る。

### 4 取組むべき課題及び留意すべき背景

高齢化率は、平成28年4月1日現在25.5%と23区の中で最も高く、高齢化の進行が顕著である。また、75歳以上の後期高齢者人口が、高齢者人口のほぼ半分を占めており、今後団塊の世代が75歳を迎える平成37年（2025年）に向けて、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される「北区版地域包括ケアシステム」の構築が急務となっている。

高齢化の進展は、一人暮らしや高齢者のみで暮らす世帯の増加、認知症高齢者、介護や医療等の支援を必要とする高齢者の増加をもたらすことから、高齢者の見守りや地域支え合いの仕組みづくりの重要性が増している。

一方で、元気な高齢者は大勢いることから、こうした高齢者が支援の担い手として活躍できる場づくりや心身の健康を維持するための環境づくりを推進していく必要がある。

## 北区障害者計画（北区障害福祉計画）

### 1 計画の趣旨（法的根拠等）

障害者基本法第11条第3項に基づく、「市町村障害者計画」として策定し、北区における障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画である。

「北区障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づき、障害福祉サービス等の地域生活に必要なサービス量の見込み及びその確保策を定め、障害者計画を具体的に推進する事業計画として位置づけられている。

### 2 計画期間

平成27年度から平成32年度までの6年間とし、社会情勢の変化や計画の進捗状況を見極め、必要に応じて見直しを行う。

### 3 北区の取組み

平成12年に北区障害者計画を策定し、3度の改訂を行ってきた。

平成18年の改定以降、障害者基本法の改正による障害者の定義の変更、障害者総合支援法の成立、障害者虐待防止法や障害者差別解消法の成立など、障害者を取り巻く環境が大きく変化する中で、「一人ひとりを大切にし、ともに生きる地域社会をめざして」を基本理念に、一貫して地域でともに生きることをめざし、障害者施策を推進してきた。

### 4 取組むべき課題及び留意すべき背景

障害者及び障害者の親が高齢化してきており、「親亡き後」の居住の場や、生活する上での支援者の確保があげられる。

また、障害者施設建設に地域住民の理解が得られず、反対運動が起きるなど、障害者及び障害理解が進んでいない。権利擁護や差別の解消のために、障害理解が不可欠である。地域、教育、行政などが連携し、啓発活動に取り組む必要がある。

## 北区介護保険事業計画

### 1 計画の趣旨（法的根拠等）

介護保険法第117条に基づく、市町村が行う介護保険事業に係る保険給付を円滑に実施していくための計画であり、介護保険給付対象サービスや地域支援事業の見込量、また、当該見込量の確保のための方策等を示すものである。

### 2 計画期間

介護保険事業計画は、3年を1期とする計画であり、現在は、平成27年度から平成29年度までの第6期計画である。

### 3 北区の取組み

- (1) 第7期介護保険事業計画（平成30年度～32年度）策定のため、今年度、区民や事業者向けのアンケート調査を行い、平成29年度に介護保険運営協議会で計画内容の協議・検討を行う。
- (2) 平成28年3月より開始した介護予防・日常生活支援総合事業は、第1号訪問事業と第1号通所事業について、区独自の基準によるサービスを平成29年度より導入する。また、区独自サービスの担い手の育成や、住民主体の通いの場の充実を通じて、地域の多様な主体と協力して高齢者を支える体制を整備していく。

### 4 取組むべき課題及び留意すべき背景

団塊の世代が75歳を迎える平成37年（2025年）に向けて、介護や医療等の支援を必要とする高齢者、認知症高齢者、一人暮らしや高齢者のみで暮らす世帯の増加が見込まれ、介護サービスへの依存度の高まりや高齢者を介護する家族の負担も重くなっていくことが考えられる。

こうした中、高齢者が、地域の実情に応じて、可能な限り、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される「北区版地域包括ケアシステム」を構築していくことが必要である。

### 5 その他

- (1) 介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならないものとされている。
- (2) 介護保険事業計画は、地域福祉計画（社会福祉法第107条）、障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項）または健康増進計画（健康増進法第8条第2項）その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉または居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとするものとされている。

## 北区子ども・子育て支援計画 2015

### 1 計画の趣旨（法的根拠等）

北区では、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、「子育てするなら北区が一番」をより確かなものにするために、「北区子ども・子育て支援計画 2015」（以下、「本計画」）を策定した。

本計画は、北区の子育て施策の総合的な計画として策定するものであり、国の「次世代育成支援対策推進法」による「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」と「子ども・子育て支援法」による「子ども・子育て支援事業計画」を2つの柱として構成している。

### 2 計画期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年を計画とし、「子ども・子育て支援事業計画」においては、計画内容とかい離が生じた場合は、計画の中間年を目途に計画の見直しを行う。その際に「次世代育成支援行動計画」についても、必要に応じて修正を図る。

### 3 北区の取組み

「次世代育成支援行動計画」は、平成22年に策定された「北区次世代育成支援行動計画（後期計画）」及び北区の子ども・子育てに関する現状を踏まえ、施策目標と個別目標を設定し、事業を展開している。

「子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て関連3法」に基づく、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、北区における幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の、各事業の見込みや確保方策を定めている。

### 4 取組むべき課題及び留意すべき背景

「子ども・子育て支援事業計画」においては、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用の現状、利用希望の実情、教育・保育施設等の地域資源の状況、更には子どもと家庭を取り巻く環境等の現状を分析してそれらを踏まえて作成することに留意する必要がある。

なお、保育園の待機児童解消に向けた取組としては、現行の計画における見込み数と実際の利用希望者数との間にかい離があり、今後とも施設整備等を行いながら、必要に応じて計画の見直しを行っていくこととする。

## (仮称) 東京都北区子どもの貧困対策に関する支援計画

### 1 計画の趣旨（法的根拠等）

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「子供の貧困対策に関する大綱」等の趣旨を踏まえ、北区の子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、子どもの貧困に関する実態や課題を把握のうえ、地域の実情に沿った実効性の高い施策の展開を図ることを目的として、28年度中の策定を予定している。

### 2 計画期間

平成29年度から平成33年度までの5年間

### 3 計画策定について

計画の検討体制として、本年7月に検討会を設置し、計画策定に向けた検討を行っている。

策定の進捗は、7月から9月にかけて、北区における子どもの貧困の実態を包括的に把握するため、区民や施設等利用者を対象としたアンケートや、日頃から支援に関わる団体等へのヒアリングなど、実態把握のための調査を実施した。

今後の予定は、10月から11月にかけて、検討会及び部会において、実態把握調査結果を踏まえた、計画案や具体的な施策等の検討を行い、11月の区議会に、実態調査結果の概要と中間まとめを報告する予定である。その後、パブリックコメントを実施の後、29年3月の計画策定を予定している。

### 4 取組むべき課題及び留意すべき背景

国の調査では、日本の子どもの6人に1人が、貧困状態にあり、特にひとり親家庭においては、その半数以上が貧困状態にあるとされており、貧困の状況下で育った子供が大人になっても貧困の状況から抜け出せない、いわゆる「貧困の連鎖」が社会問題となっている。

北区における検討会での議論では、困難を抱える子ども、家庭を早期に発見し必要な支援につなげていくための取組の強化や、困難を抱える子どもや家庭の状況に応じた居場所づくりや学習支援の必要性など、課題と考えられる点について意見等を頂いている。

## 北区地域福祉活動計画

### 1 計画の趣旨（法的根拠等）

社会福祉法第107条に規定された区市町村地域福祉計画の実現のため、区市町村地域福祉計画と連動しながら、地域住民、民生委員児童委員、社会福祉施設、ボランティア、市民活動団体など地域の幅広い関係者に呼びかけ策定する、民間の協働計画である。

地域福祉活動の推進にあたり、地域住民や関係者の参加のもと、地域の福祉課題を把握し、取り組みを検討し、活動財源の確保や課題解決を図る計画とする。

### 2 計画の期間

第三次北区地域福祉活動計画 平成26年度～30年度 5か年計画

### 3 北社協の取組み

生活困窮者自立支援法の施行や、介護保険法・社会福祉法の改正、また、子供の貧困対策に関する大綱の策定など、社会保障や福祉施策の大きな転換期を迎えるなか、北区社会福祉協議会は、社会的孤立・生活課題の深刻化等を背景とする「あらゆる生活課題」への対応を一層推進するため、積極的に地域に出向き、住民と専門職の協働によるニーズの発見、問題解決生活支援を総合的に展開している。

平成28年度の新たな取り組みである子どもの貧困・孤立対策では、北区の子どもたちを地域のおとなで守り育てていくためのネットワークづくりに取り組み、貧困の状況にある子どもの健やかな成長を支援している。

### 4 取組むべき課題及び留意すべき背景

第三次北区地域福祉活動計画に盛り込まれていない地域福祉課題

- ・小地域におけるコミュニティソーシャルワークの推進。
- ・生活困窮者自立支援法に基づく、生活困窮者（世帯）及び子どもの貧困対策の推進。子どもの貧困対策については、「（仮称）東京都北区子どもの貧困対策に関する支援計画」との整合性。
- ・改正介護保険法に基づく生活支援体制整備における北社協の果たす役割。
- ・社会福祉法改正に基づく社会福祉法人の地域公益活動の推進。
- ・新たな福祉ビジョン（2015年9月厚労省）（高齢者・障害・児童等の対象にかかわらず包括的・総合的に支援する仕組みの構築）への対応。

北区地域保健福祉計画策定スケジュール (平成28年度)

健康福祉部健康福祉課

	平成28年4月	平成28年5月	平成28年6月	平成28年7月	平成28年8月	平成28年9月
策定委員会・イベント			(企画課) 区民意識・意向調査の実施			第1回開催案内の委員送付 (以降も1カ月前に送付)
						北区ニュース9/20号掲載 (第1回の傍聴案内)
			第2回定例会			第3回定例会
幹事会						

	平成28年10月	平成28年11月	平成28年12月	平成29年1月	平成29年2月	平成29年3月
策定委員会・イベント	10月21日14時 第1回策定委員会の開催  ・委員紹介、要綱～長の決定 ・地域保健福祉計画について (計画関係図) ・個別計画総括&概要(各課長) ・スケジュール ・ワークショップについて	北区ニュース11/20号掲載 (ワークショップ参加者募集)	(介護保険課) 介護保険事業計画策定に係るアンケート	1月14日午後 ワークショップ	北区ニュース2/20号掲載 (第2回の傍聴案内)	(3月) 第2回策定委員会の開催  ・ワークショップまとめ ・区内各種調査結果のまとめ ・各課事業報告の実施について (内容や問題点を整理) ・施策体系(基本理念、目標等 確定)
		下旬から 第4回定例会			第1回定例会	第1回定例会
幹事会	10月7日午後 第1回幹事会  ・個別計画概要説明リハーサル 及び内部調整(関係課のみ)				2月上旬 第2回幹事会	



北区地域保健福祉計画策定スケジュール (平成29年度)

健康福祉部健康福祉課

	平成29年4月	平成29年5月	平成29年6月	平成29年7月	平成29年8月	平成29年9月
策定委員会・イベント		北区ニュース5/20号掲載 (第3回の傍聴案内)	(6月) 第3回策定委員会の開催 <<各章の検討>> ・計画の概要 ・策定の背景 ・基本理念と目標 ・施策の展開、計画推進のために 第2回定例会		北区ニュース8/20号掲載 (第4回の傍聴案内)	(9月) 第4回策定委員会の開催 ・中間のまとめ 第3回定例会
幹事会						

	平成29年10月	平成29年11月	平成29年12月	平成30年1月	平成30年2月	平成30年3月
策定委員会・イベント		北区ニュース11/20号掲載 (パブリックコメント) 下旬から 第4回定例会	(健康福祉委員会報告後)北区ニュース掲載～パブリックコメントの実施(北区ニュース掲載後から1ヶ月以上の期間) 上旬まで 第4回定例会	北区ニュース1/20号掲載 (第5回傍聴案内)	(2月) 第5回策定委員会の開催 ・パブリックコメント集約 ・計画策定(案) 第1回定例会	北区ニュース3/1号掲載 (計画策定) 第1回定例会
幹事会						

## ワークショップの実施について

### 目的

北区地域保健福祉計画の見直しにあたり、区内の地域福祉の現状や課題、区民の意見等を把握し、検討の基礎資料とするため実施する。また、区民同士の交流の場とするとともに、地域福祉の担い手として、今後どのようなことができるか考えていただく機会とする。

### 開催日時（予定）

平成 29 年 1 月 14 日（土）

14 時～17 時 ※開場は 13 時 30 分～

### 開催場所

赤羽文化センター（第 1 視聴覚室）



### 参加者

広報紙「北区ニュース」及び区ウェブサイトで公募し、応募のあった区民。人数は 30 名程度を予定。

### 当日の流れ

時間	分	内容
13:30～14:00	30	開場
14:00～14:10	10	区担当者から挨拶・開催趣旨の説明
14:10～14:30	20	講演：武蔵野大学 川村名誉教授
14:30～14:35	5	休憩
14:35～15:00	25	ワールド・カフェ①
15:00～15:25	25	ワールド・カフェ②
15:25～15:55	25	ワールド・カフェ③
		次頁「進行イメージ」参照
15:55～16:00	5	発表準備
16:00～16:20	20	発表 ※3分×5班（発表準備等に各班1分の余裕をみる）
16:20～16:25	5	講評：武蔵野大学 川村名誉教授
16:25～16:30	5	アンケート（気づきや考えたこと）
16:30～17:00	30	交流（各班の模造紙を掲示）、会場片付け

### 実施手法

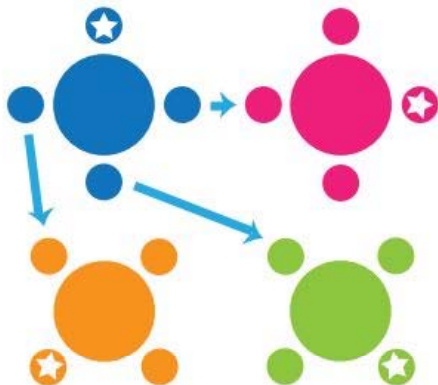
参加者が気軽に発言ができるように、一般的なワークショップ（各グループ6人程度で、ファシリテーターを入れ、テーマに沿ってグループで話し合い、模造紙にまとめる方法）ではなく、ワールド・カフェ方式で行う。

ワールド・カフェ方式とは、“カフェ”にいるような雰囲気、参加者が少人数に分かれたテーブルで自由に対話を行い、時間を区切って他のテーブルとメンバーをシャッフルしながら話し合いを発展させていく方法である。

## 進行イメージ

テーマ: 健やかに安心してらせるまちづくり

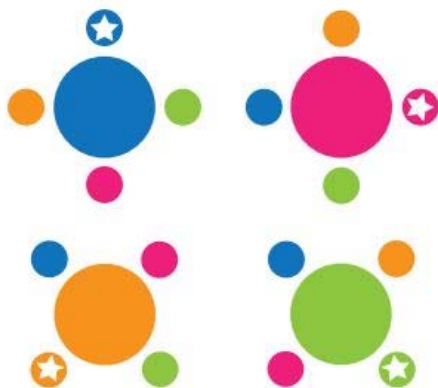
①



- ・テーマについて自由に意見を出してもらう
- ・机上の模造紙（付箋）に意見やアイデアを書いてもらう

※意見が出ていない場合は、ヒントとして現状や課題を聞く。「ご自身やご近所での変化」「困っている人の具体例」

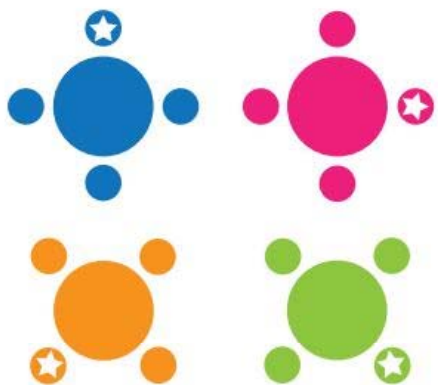
②



- ・一人を残して別のテーブルに移動する
- ・残った一人が簡単に①の時に出了意見を班の人に共有する
- ・他の班から来た人は、①で出了意見などを交えながら意見やアイデアを出す

※意見が出ていない場合は、ヒントとしてキーワードを出す。「健康・いきがい」「地域貢献・ボランティア」「交流・つながり」「安心・安全」「子育て支援」

③



- ・最初の班に戻り、全員で情報を共有する
- ・②で出了意見なども交えながら意見やアイデアを出す
- ・最後の5分でどのような意見やアイデアが出たかを整理してもらう

各班3分で発表(どのような意見やアイデアが出たかを簡単に共有してもらう)

## ワークショップ参加者アンケート（案）

F1 ご参加いただいた方の性別

1 男性	2 女性
------	------

F2 ご参加いただいた方の年齢

1 20 歳代	4 50 歳代
2 30 歳代	5 60 歳代
3 40 歳代	6 70 歳以上

F3 お住まいの地区

1 赤羽地区	2 王子地区	3 滝野川地区
--------	--------	---------

問1 ワークショップを通して、今後どのような地域になればいいと思われましたか。

------------------

問2 地域で安心して暮らしていくために、一人ひとりができることは何だと思えますか。

------------------

問3 区民の地域保健福祉活動への参加を促進し、活動を活発化していくために、区が力を入れるべきことは何だと思えますか。（あてはまるものすべてに○）

1 地域交流や活動に参加するきっかけづくり
2 地域活動に参加していない人（若い世代や働いている人など）への呼びかけ
3 地域交流や活動の場所の提供
4 地域活動の担い手の育成・支援
5 自治会、ボランティア団体などの自主的な活動への支援
6 自治会、ボランティア団体などの活動団体の情報提供
7 その他（  ）

ご協力ありがとうございました。

【ご連絡先】※ご記入は必須ではありません。

お名前 \_\_\_\_\_

ご住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

E-mail \_\_\_\_\_

ご記入頂いた方には、区から地域保健福祉に関するお知らせやお問い合わせなどをさせていただきます場合があります。  
ご記入いただいた情報は、上記以外の目的には使用いたしません。